

国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持）実施要領（8日副協第9号）一部改正新旧対照表

改正後	現 行
国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持）実施要領 令和8年 2月 5日付け7農畜機第7246号承認 令和8年 2月 5日付け8日副協第 9号 令和8年 4月22日付け8農畜機第 528号承認 令和8年 4月22日付け8日副協第 29号 <u>令和8年7月31日付け8農畜機第2943号承認</u> <u>令和8年7月31日付け8日副協第 62号</u> 第1 〔略〕 第2 定義 1 原皮事業者等 生皮を原皮に加工する事業者（同業者から原皮の仕入れ・販売を行う事業者を含む。<u>以下「原皮事業者」という。</u>）<u>又は原皮を所有する食肉流通事業者</u> 2～5 〔略〕 第3 事業の内容 副産物協会は、原皮の輸出機能の維持を図るため、第4の1の事業対象者が、牛及び豚の原皮等について、次の1から4までに掲げる事業を実施した場合に促進費を交付するものとする。<u>なお、次の2に掲げる事業については、原皮事業者等とレンダリング事業者の連携を必須とする。</u> 1 一時保管 原皮事業者等が、原皮の保管を行う事業 2 レンダリング処理及び焼却等処理 <u>（1）原皮事業者等又はレンダリング事業者が、原皮等にレンダリング</u>	国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持）実施要領 令和8年 2月5日付け7農畜機第7246号承認 令和8年 2月5日付け8日副協第9 号 令和8年 4月22日付け8農畜機第528号承認 令和8年 4月22日付け8日副協第29 号 第1 〔略〕 第2 定義 1 原皮事業者 生皮を原皮に加工する事業者（同業者から原皮の仕入れ・販売を行う事業者を含む。） 2～5 〔略〕 第3 事業の内容 副産物協会は、原皮の輸出機能の維持を図るため、第4の1の事業対象者が、牛及び豚の原皮等について、次の1から4までに掲げる事業を実施した場合に促進費を交付するものとする。 1 一時保管 原皮事業者が、原皮の保管を行う事業 2 レンダリング処理及び焼却等処理 <u>原皮事業者が、原皮等に前処理（裁断）を施した上で、レンダリン</u>

改正後	現 行
<u>処理に必要な前処理（裁断等）を行う事業</u> <u>（２） レンダリング事業者が、（１）により前処理された原皮等についてレンダリング処理を行う事業</u> <u>（３） レンダリング事業者が、（２）のレンダリング処理により得られた肉骨粉について焼却等を行う事業</u> ３ 焼却処理等 原皮事業者<u>等</u>が、原皮等に前処理（裁断<u>等</u>）を施した上で、焼却等を行う事業 ４ ゼラチン等原料仕向け 原皮事業者<u>等</u>が、原皮等をゼラチン等の原料として、ゼラチン等原料加工事業者（原皮等をゼラチン等原料に加工する事業者であって、ゼラチン等を製造する事業者を含む。以下同じ。）に譲渡する事業 第４ 事業の要件等 １ 事業対象者 第３の事業を実施する者は、<u>次の（１）及び（２）に掲げる者とする。</u> <u>（１） 原皮事業者及びレンダリング事業者</u> <u>原皮事業者及びレンダリング事業者は、次のいずれかに該当する者とする。</u> <u>ア</u> 化製場等に関する法律（昭和２３年法律第１４０号。以下「化製場法」という。）第３条第１項に規定する都道府県知事の許可を受けている者 <u>イ</u> 化製場法第８条において準用する同法第３条第１項に基づく都道府県知事の許可を受けている者 <u>ウ</u> <u>ア</u>又は<u>イ</u>以外の者であって、都道府県知事の推薦があった者	<u>グ事業者に譲渡し、当該レンダリング事業者がレンダリング処理を行った後、焼却等を行う事業（原皮事業者とレンダリング事業者の連携を必須とする。）</u> 〔新設〕 〔新設〕 ３ 焼却処理等 原皮事業者が、原皮等に前処理（裁断）を施した上で、焼却等を行う事業 ４ ゼラチン等原料仕向け 原皮事業者が、原皮等をゼラチン等の原料として、ゼラチン等原料加工事業者（原皮等をゼラチン等原料に加工する事業者であって、ゼラチン等を製造する事業者を含む。以下同じ。）に譲渡する事業 第４ 事業の要件等 １ 事業対象者 第３の事業を実施する者は、<u>原皮事業者及びレンダリング事業者のうち、次のいずれかに該当する者とする。</u> <u>（１）</u> 化製場等に関する法律（昭和２３年法律第１４０号。以下「化製場法」という。）第３条第１項に規定する都道府県知事の許可を受けている者 <u>（２）</u> 化製場法第８条において準用する同法第３条第１項に基づく都道府県知事の許可を受けている者 <u>（３）</u> <u>（１）</u>又は<u>（２）</u>以外の者であって、都道府県知事の推薦があつ

改正後	現 行
<u>(2) 食肉流通事業者</u> <u>食肉流通事業者は、原皮等を所有する食肉処理事業者（と畜事業者・食肉加工事業者をいう。）又は食肉卸売業者等とする。</u> 2 補助対象となる原皮等 (1) 〔略〕 (2) 補助対象上限枚数 補助対象上限枚数は、牛又は豚ごとに、次の「基準枚数」と「対象係数」を乗じて算出した枚数とする（小数点以下の端数は切り捨てるものとする。）。 ア 基準枚数 原皮事業者等ごとに、<u>牛にあっては、直近3年度に輸出に仕向けた原皮の平均枚数の2割、豚にあっては、同平均枚数の4割とする。</u> <u>ただし、基準枚数については、副産物協会会長（以下「会長」という。）がやむを得ないと特に認める場合はこの限りでない。</u> イ 〔略〕 (3) ・ (4) 〔略〕 (5) レンダリング処理及び焼却等処理の要件 第3の2の事業を<u>実施する</u>場合において、次のいずれかに該当する場合は<u>補助対象外とする。</u> ア <u>第3の2の（2）の事業を実施する場合にあっては、肉骨粉の原料について、牛・豚別の原皮等の重量及びそれ以外の原料の重量を証明できない場合</u> イ <u>第3の2の（3）の事業を実施する場合にあっては、肉骨粉について、焼却等した重量及びそれ以外の重量を証明できない場合</u> (6) ・ (7) 〔略〕	た者 〔新設〕 2 補助対象となる原皮等 (1) 〔略〕 (2) 補助対象上限枚数 補助対象上限枚数は、牛又は豚ごとに、次の「基準枚数」と「対象係数」を乗じて算出した枚数とする（小数点以下の端数は切り捨てるものとする。）。 ア 基準枚数 原皮事業者ごとに、<u>直近3年度に輸出に仕向けた原皮の平均枚数の2割とする。なお、輸出に仕向けた原皮の枚数は、輸出に仕向けたことを証する書類によって確認できた枚数に限るものとする。</u> イ 〔略〕 (3) ・ (4) 〔略〕 (5) レンダリング処理及び焼却等処理の要件 第3の2の事業を<u>行う</u>場合において、次のいずれかに該当する場合は、<u>レンダリング事業者の該当原皮等の重量は補助対象外とし、原皮事業者の前処理（裁断）に係る原皮等の重量のみを補助対象とする。</u> ア <u>原皮等をレンダリング処理した肉骨粉の焼却等をせずに販売に仕向けた場合</u> イ <u>原皮等とそれ以外の肉骨粉原料をレンダリング処理するなど、牛・豚別の原皮等の重量の証明ができない場合</u> (6) ・ (7) 〔略〕

改正後	現 行
第5 事業の実施 <u>1 事業の実施期間</u> この事業の実施期間は、令和8年度とする。 <u>2 国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持）実施計画の作成</u> 事業対象者は、第3の事業の実施に当たっては、別紙様式第1号の国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持）実施計画（以下「事業実施計画」という。）を作成し、第8の1の補助金交付申請書に添付して、<u>会長</u>に提出するものとする。第8の2の交付変更承認申請書を提出する場合についても同様とする。 ただし、第3の2の事業を行う場合の事業実施（変更）計画の作成及び提出は、原皮事業者等とレンダリング事業者とで、事業実施期間における原皮等の引き渡し計画等を両者で協議の上、連名で行うものとする。 <u>3 行動規範等の作成</u> 事業対象者は、第3の事業の実施に当たっては、あらかじめ、法令遵守等に関し実践すべき具体的行動の基準（以下「行動規範」という。）を規定した文書（所属する団体の行動規範を遵守することを誓約した文書を含む。以下「行動規範等」という。）を作成し、会長に提出するものとする。 <u>4 みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化</u> 事業対象者は、第3の事業の実施に当たっては、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）の試行実施について」（令和7年12月26日付け7環バ第355号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知。以下「環境バイオマス政策課長通知」という。）に基づき、当該通知別添1の「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、会長に提出するものとする。	第5 事業の実施 〔新設〕 <u>1 国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持）実施計画の作成</u> 事業対象者は、第3の事業の実施に当たっては、別紙様式第1号の国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持）実施計画（以下「事業実施計画」という。）を作成し、第8の1の補助金交付申請書に添付して、会長に提出するものとする。第8の2の交付変更承認申請書を提出する場合についても同様とする。ただし、第3の2の事業を行う場合の事業実施（変更）計画の作成及び提出は、<u>原皮事業者等とレンダリング事業者とで、事業実施期間における原皮等の引き渡し計画等を両者で協議の上、連名で行うものとする</u> <u>2 行動規範等の作成</u> 事業対象者は、第3の事業の実施に当たっては、あらかじめ、法令遵守等に関し実践すべき具体的行動の基準（以下「行動規範」という。）を規定した文書（所属する団体の行動規範を遵守することを誓約した文書を含む。以下「行動規範等」という。）を作成し、会長に提出するものとする。 <u>3 みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化</u> 事業対象者は、第3の事業の実施に当たっては、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）の試行実施について」（令和7年12月26日付け7環バ第355号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知。以下「環境バイオマス政策課長通知」という。）に基づき、当該通知別添1の「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、会長に提出するものとする。

改正後	現 行
また、実績報告時には、当該「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、これを会長に提出するものとする。 第6・第7 〔略〕 第8 補助金交付の手続等 1 補助金の交付申請 事業対象者は、補助金の交付を受けようとする場合は、会長が別に定める期日までに、事業実施計画を添付の上、別紙様式第2号の国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持）補助金交付申請書を会長に提出するものとする。 なお、事業実施計画が原皮事業者等とレンダリング事業者との連名で作成されている場合は、同様に連名で提出すること。（以下2及び3の提出において同じ。） 2・3 〔略〕 第9 実績報告 原皮事業者等は、事業終了後遅滞なく、当該年度に実施した事業の実績を別紙様式第5号の国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持）実績報告書（以下「実績報告書」という。）にとりまとめ、補助事業が完了した日から起算して1カ月を経過した日又は交付決定通知のあった年度の翌年度の4月10日までのいずれか早い期日までに会長に提出するものとする。 なお、事業実施計画が原皮事業者等とレンダリング事業者との連名で作成されている場合は、同様に連名で提出すること。 第10 消費税及び地方消費税の取扱い	また、実績報告時には、当該「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、これを会長に提出するものとする。 第6・第7 〔略〕 第8 補助金交付の手続等 1 補助金の交付申請 事業対象者は、補助金の交付を受けようとする場合は、会長が別に定める期日までに、事業実施計画を添付の上、別紙様式第2号の国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持）補助金交付申請書を会長に提出するものとする。 なお、事業実施計画が原皮事業者とレンダリング事業者との連名で作成されている場合は、同様に連名で提出すること。（以下2及び3の提出において同じ。） 2・3 〔略〕 第9 実績報告 原皮事業者は、事業終了後遅滞なく、当該年度に実施した事業の実績を別紙様式第5号の国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持）実績報告書（以下「実績報告書」という。）にとりまとめ、補助事業が完了した日から起算して1カ月を経過した日又は交付決定通知のあった年度の翌年度の4月10日までのいずれか早い期日までに会長に提出するものとする。 なお、事業実施計画が原皮事業者とレンダリング事業者との連名で作成されている場合は、同様に連名で提出すること。 第10 消費税及び地方消費税の取扱い

改正後	現 行								
1・2 〔略〕 3 事業対象者は、1のただし書により補助金の交付申請をした場合において、実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第6号の国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに会長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を副産物協会に返還し、副産物協会は、これを速やかに機構に返還しなければならない。 また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合（事業実施主体自ら又はそれぞれの原皮事業者等若しくはレンタル事業者の仕入れに係る消費税等相当額がない場合も含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月20日までに、同様式により会長に報告しなければならない。 第11 〔略〕 <u>附 則（令和8年7月31日8日副協第62号）</u> <u>1 この要領の改正は、機構理事長の承認のあった日から施行し、令和8年4月1日から適用する。</u> <u>2 令和7年度に終了した事業については、この要領による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。</u> 別表1・2 〔略〕 別表3 <table> <tr> <th>補助対象経費</th><th>補助率</th></tr> <tr> <td>1 〔略〕</td><td></td></tr> </table>	補助対象経費	補助率	1 〔略〕		1・2 〔略〕 3 事業対象者は、1のただし書により補助金の交付申請をした場合において、実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第6号の国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに会長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を副産物協会に返還し、副産物協会は、これを速やかに機構に返還しなければならない。 また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合（事業実施主体自ら又はそれぞれの原皮事業者若しくはレンタル事業者の仕入れに係る消費税等相当額がない場合も含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月20日までに、同様式により会長に報告しなければならない。 第11 〔略〕 別表1・2 〔略〕 別表3 <table> <tr> <th>補助対象経費</th><th>補助率</th></tr> <tr> <td>1 〔略〕</td><td></td></tr> </table>	補助対象経費	補助率	1 〔略〕	
補助対象経費	補助率								
1 〔略〕									
補助対象経費	補助率								
1 〔略〕									

改正後			現 行		
2 <u>レンダリング処理及び焼却等処理</u> <u>原皮等の前処理、レンダリング処理（焼却等を除く。）又はレンダリング処理により得られた肉骨粉を焼却等した場合の促進費</u>	定額		2 <u>レンダリング処理及び焼却等処理</u> <u>原皮等をレンダリング処理したものを焼却等した場合の促進費</u>	定額	
	<u>ア 原皮等の前処理</u>	牛原皮等 13.0 円/kg			豚原皮等 12.6 円/kg
	<u>原皮事業者等又はレンダリング事業者</u>			<u>原皮事業者</u>	13.0 円/kg
	<u>イ レンダリング処理（焼却費を除く。）</u>	18.5 円/kg		<u>レンダリング事業者</u>	27.5 円/kg
3～4 [略]	<u>ウ イの処理により得られた肉骨粉等の焼却等</u>	9.0 円/kg			27.5 円/kg
	<u>レンダリング事業者</u>				
別紙様式第1号 国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持）（変更）実施計画			別紙様式第1号 国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持）（変更）実施計画		
1 事業対象者の概要			1 事業対象者の概要		
(1) 原皮事業者等			(1) 原皮事業者		
表 [略]			表 [略]		
(2) [略]			(2) [略]		
2 原皮事業者等の業務に関すること			2 原皮事業者の業務に関すること		

改正後					現 行				
表 〔略〕 3・4 〔略〕 5 添付書類 (1)～(5) 〔略〕 <u>〔削る。〕</u> 注 〔略〕 別紙様式第1号の別紙1の①(牛原皮等)					表 〔略〕 3・4 〔略〕 5 添付書類 (1)～(5) 〔略〕 <u>(6) 直近3年度に輸出に仕向けた原皮の枚数が確認できる書類</u> 注 〔略〕 別紙様式第1号の別紙1の①(牛原皮等)				
事業(変更)実施計画の内容					事業(変更)実施計画の内容				
1 〔略〕					1 〔略〕				
2 レンダリング処理及び焼却等処理					2 レンダリング処理及び焼却等処理				
(1) 前処理(裁断 <u>等</u>)					(1) 前処理(裁断)				
原皮事業者 <u>等又はレンダリング事業者名</u>	牛原皮等 @13.0円/kg			備考	原皮事業者 名	牛原皮等 @13.0円/kg			備考
上限重量 (kg)	対象重量 (kg)	事業費 (円)	上限重量 (kg)		対象重量 (kg)	事業費 (円)			
(2) レンダリング処理					(2) レンダリング処理 <u>及び焼却等処理</u>				
レンダリン グ事業者名	牛原皮等 @ <u>18.5円</u> /kg			備考	レンダリン グ事業者名	牛原皮等 @ <u>27.5円</u> /kg			備考
上限重量 (kg)	対象重量 (kg)	事業費 (円)	上限重量 (kg)		対象重量 (kg)	事業費 (円)			
<u>(3) 焼却等処理</u>					<u>〔新設〕</u>				
<u>レンダリン</u>	<u>牛原皮等 @9.0円/kg</u>			<u>備考</u>					

改正後					現 行				
<u>グ事業者名</u>	<u>上限重量</u> <u>(kg)</u>	<u>対象重量</u> <u>(kg)</u>	<u>事業費</u> <u>(円)</u>						
3・4 [略]					3・4 [略]				
注 [略]					注 [略]				
別紙様式第1号の別紙1の②（豚原皮等）					別紙様式第1号の別紙1の②（豚原皮等）				
事業（変更）実施計画の内容					事業（変更）実施計画の内容				
1 [略]					1 [略]				
2 レンダリング処理及び焼却等処理					2 レンダリング処理及び焼却等処理				
(1) 前処理（裁断 <u>等</u> ）					(1) 前処理（裁断）				
原皮事業者 <u>等又はレン</u> <u>ダリング事</u> <u>業者名</u>	豚原皮等 @12.6円/kg			備考	原皮事業者 名	豚原皮等 @12.6円/kg			備考
	上限重量 (kg)	対象重量 (kg)	事業費 (円)			上限重量 (kg)	対象重量 (kg)	事業費 (円)	
(2) レンダリング処理					(2) レンダリング処理 <u>及び焼却等処理</u>				
レンダリン グ事業者名	豚原皮等 @ <u>18.5円</u> /kg			備考	レンダリン グ事業者名	豚原皮等 @ <u>27.5円</u> /kg			備考
	上限重量 (kg)	対象重量 (kg)	事業費 (円)			上限重量 (kg)	対象重量 (kg)	事業費 (円)	
<u>(3) 焼却等処理</u>					[新設]				
<u>レンダリン</u>	<u>豚原皮等 @9.0円/kg</u>			<u>備考</u>					

改正後					現 行			
<u>グ事業者名</u>	<u>上限重量</u> <u>(kg)</u>	<u>対象重量</u> <u>(kg)</u>	<u>事業費</u> <u>(円)</u>					
3・4 〔略〕					3・4 〔略〕			
注 〔略〕					注 〔略〕			
別紙様式第1号の別紙2の①					別紙様式第1号の別紙2の①			
補助対象上限枚数算出表（牛原皮）					補助対象上限枚数算出表（牛原皮）			
年度 (4/1～3/31)	輸出先国名等		枚数(枚)		年度 (4/1～3/31)	輸出先国名等		枚数(枚)
令和5年度					令和5年度			
	計					計		
令和6年度					令和6年度			
	計					計		
令和7年度					令和7年度			
	計					計		
合 計					合 計			
<u>年間平均枚数(合計／3)</u>								

改正後

補助対象	基準枚数	×	対象係数	=	
上限枚数	枚		月／12		

注1 補助対象上限枚数は、次の基準枚数に対象係数を乗じることにより算出する。（少数点以下の端数は切り捨てるものとする。）

1) 基準枚数：直近3年度に輸出に仕向けた牛原皮の年間平均枚数の2割。ただし、会長がやむを得ないと特に認める場合はこの限りでない。

2) 対象係数：事業実施期間中の牛原皮の輸出価格が、別表1の基準額に満たないと見込まれる月数を12で除した数

注2 原皮事業者等から仕入れた牛原皮（中間業者からの仕入れを含む。）について、仕入れ元の原皮事業者等が本事業を実施する場合、当該仕入れた枚数は、本表から除外すること。

なお、実績における仕入れ枚数及び仕向け枚数（重量）についても、同様に除外すること。

注3 本上限枚数算出表の根拠とした取引書類等は本事業の終了後5年間保存するものとし、機構理事長又は会長からの求めがあった場合は、提示しなければならない。

別紙様式第1号の別紙2の②

補助対象上限枚数算出表（豚原皮）

年度 (4/1～3/31)	輸出先国名等	枚数(枚)
令和5年度		
	計	

現 行

補助対象	基準枚数	×	対象係数	=	
上限枚数	枚		月／12		

注1 補助対象上限枚数は、次の基準枚数に対象係数を乗じることにより算出する。（少数点以下の端数は切り捨てるものとする。）

1) 基準枚数：直近3年度に輸出に仕向けた牛原皮の年間平均枚数の2割

2) 対象係数：事業実施期間中の牛原皮の輸出価格が、別表1の基準額に満たないと見込まれる月数を12で除した数

注2 原皮事業者から仕入れた牛原皮（中間業者からの仕入れを含む。）について、仕入れ元の原皮事業者が本事業を実施する場合、当該仕入れた枚数は、本表から除外すること。

なお、実績における仕入れ枚数及び仕向け枚数（重量）についても、同様に除外すること。

[新設]

別紙様式第1号の別紙2の②

補助対象上限枚数算出表（豚原皮）

年度 (4/1～3/31)	輸出先国名等	枚数(枚)
令和5年度		
	計	

改正後						現 行					
令和6年度						令和6年度					
	計						計				
令和7年度						令和7年度					
	計						計				
合 計						合 計					
<u>年間平均枚数(合計／3)</u>											
補助対象	基準枚数	×	対象係数	＝		補助対象	基準枚数	×	対象係数	＝	
上限枚数	枚		月／12			枚	月／12				
注1 〔略〕						注1 〔略〕					
1) 基準枚数：直近3年度に輸出に仕向けた豚原皮の年間平均枚数の <u>4割。ただし、会長がやむを得ないと特に認める場合はこの限りでない。</u>						1) 基準枚数：直近3年度に輸出に仕向けた豚原皮の年間平均枚数の <u>2割</u>					
2) 対象係数：事業実施期間中の豚原皮の輸出価格が、別表1の基準額に満たないと見込まれる月数を12で除した数						2) 対象係数：事業実施期間中の豚原皮の輸出価格が、別表1の基準額に満たないと見込まれる月数を12で除した数					
注2 原皮事業者等から仕入れた豚原皮（中間業者からの仕入れを含む。）について、仕入れ元の原皮事業者等が本事業を実施する場合、当該仕入れた枚数は、本表から除外すること。 なお、実績における仕入れ枚数及び仕向け枚数（重量）についても、同様に除外すること。						注2 原皮事業者から仕入れた豚原皮（中間業者からの仕入れを含む。）について、仕入れ元の原皮事業者が本事業を実施する場合、当該仕入れた枚数は、本表から除外すること。 なお、実績における仕入れ枚数及び仕向け枚数（重量）についても、同様に除外すること。					
<u>注3 本上限枚数算出表の根拠とした取引書類等は本事業の終了後5年間保存するものとし、機構理事長又は会長からの求めがあった場合は、提示しなければならない。</u>						<u>〔新設〕</u>					

改正後	現 行
別紙様式第2号	別紙様式第2号
令和 年度国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持）補助金 交付申請書	令和 年度国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持）補助金 交付申請書
番 号 年 月 日	番 号 年 月 日
一般社団法人日本畜産副産物協会 会長 殿	一般社団法人日本畜産副産物協会 会長 殿
住 所 原皮事業者等名 代表者氏名 〔住 所 レンダリング事業者名 代表者氏名〕	住 所 原皮事業者名 代表者氏名 〔住 所 レンダリング事業者名 代表者氏名〕
令和 年度において国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持）を下 記のとおり実施したいので、国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維 持）実施要領第8の1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、 関係書類を添えて申請します。	令和 年度において国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持）を下 記のとおり実施したいので、国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維 持）実施要領第8の1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、 関係書類を添えて申請します。
記	記
1～4 〔略〕	1～4 〔略〕
注 実施要領第3の2の事業を行う場合は、原皮事業者等、レンダリング 事業者の連名で提出すること。なお、原皮事業者等とレンダリング事業 者が同一の場合であってもそれぞれ記入すること。	注 実施要領第3の2の事業を行う場合は、原皮事業者、レンダリング事 業者の連名で提出すること。なお、原皮事業者とレンダリング事業者が 同一の場合であってもそれぞれ記入すること。
別紙様式第3号	別紙様式第3号

改正後	現 行
令和 年度国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持） 補助金交付変更承認申請書 番 号 年月日 一般社団法人日本畜産副産物協会 会長 殿 住 所 原皮事業者等名 代表者氏名 〔 住 所 レンダリング事業者名 代表者氏名 〕 令和 年 月 日付け 日副協第 号で補助金の交付決定のあった国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持）について、下記の理由により変更したいので承認されたく、国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持）実施要領第8の2の規定に基づき申請します。 記 1～4 〔略〕 注 実施要領第3の2の事業を行う場合は、原皮事業者等とレンダリング事業者との連名で提出すること。なお、原皮事業者等とレンダリング事業者が同一の場合であってもそれぞれ記入すること。 別紙様式第4号 令和 年度国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持）	令和 年度国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持） 補助金交付変更承認申請書 番 号 年月日 一般社団法人日本畜産副産物協会 会長 殿 住 所 原皮事業者名 代表者氏名 〔 住 所 レンダリング事業者名 代表者氏名 〕 令和 年 月 日付け 日副協第 号で補助金の交付決定のあった国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持）について、下記の理由により変更したいので承認されたく、国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持）実施要領第8の2の規定に基づき申請します。 記 1～4 〔略〕 注 実施要領第3の2の事業を行う場合は、原皮事業者とレンダリング事業者との連名で提出すること。なお、原皮事業者とレンダリング事業者が同一の場合であってもそれぞれ記入すること。 別紙様式第4号 令和 年度国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持）

改正後	現 行
補助金概算払請求書 番 号 年月日 一般社団法人日本畜産副産物協会 会長 殿 住 所 原皮事業者等名 代表者氏名 (住 所 レンダリング事業者名 代表者氏名) 令和 年 月 日付け 日副協第 号で補助金交付決定のあった国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持）について、下記により金円を概算払により支払われたく国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持）実施要領第8の3の（2）の規定に基づき請求します。 記 1～3 〔略〕 注 実施要領第3の2の事業を行う場合は、 ① 原皮事業者等とレンダリング事業者との連名で概算払請求書を提出すること。また、原皮事業者等とレンダリング事業者が同一の場合であってもそれぞれ記入すること。 ② 3の「振込先」については、原皮事業者等、レンダリング事業者それぞれの振込先を記入すること。また、原皮事業者等とレンダリング事業者が同一の場合であって、振込先が同じ場合でも、それぞれ記入すること。	補助金概算払請求書 番 号 年月日 一般社団法人日本畜産副産物協会 会長 殿 住 所 原皮事業者名 代表者氏名 (住 所 レンダリング事業者名 代表者氏名) 令和 年 月 日付け 日副協第 号で補助金交付決定のあった国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持）について、下記により金円を概算払により支払われたく国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持）実施要領第8の3の（2）の規定に基づき請求します。 記 1～3 〔略〕 注 実施要領第3の2の事業を行う場合は、 ① 原皮事業者とレンダリング事業者との連名で概算払請求書を提出すること。また、原皮事業者とレンダリング事業者が同一の場合であってもそれぞれ記入すること。 ② 3の「振込先」については、原皮事業者、レンダリング事業者それぞれの振込先を記入すること。また、原皮事業者とレンダリング事業者が同一の場合であって、振込先が同じ場合でも、それぞれ記入すること。

改正後								現 行							
別紙様式第4号の別紙1								別紙様式第4号の別紙1							
国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持）実績								国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持）実績							
1 〔略〕								1 〔略〕							
2 レンダリング処理及び焼却等処理								2 レンダリング処理及び焼却等処理							
(1) 前処理（裁断等）								(1) 前処理（裁断）							
原皮事業者等 又はレンダリング事業者名	譲渡処理月	牛原皮等 @13.0 円/kg		豚原皮等 @12.6 円/kg		合計	備考	原皮事業者名	譲渡月	牛原皮等 @13.0 円/kg		豚原皮等 @12.6 円/kg		合計	備考
		対象重量 (kg)	事業費 (円)	対象重量 (kg)	事業費 (円)	事業費 (円)				対象重量 (kg)	事業費 (円)	対象重量 (kg)	事業費 (円)	事業費 (円)	
	月								月						
	月								月						
計								計							
(2) レンダリング処理								(2) レンダリング処理及び焼却等処理							
レンダリング事業者名	処理月	牛原皮等@18.5円/kg		豚原皮等 @18.5円/kg		合計	備考	レンダリング事業者名	焼却月	牛原皮等@27.5円/kg		豚原皮等 @27.5円/kg		合計	備考
		対象重量 (kg)	事業費 (円)	対象重量 (kg)	事業費 (円)	事業費 (円)				対象重量 (kg)	事業費 (円)	対象重量 (kg)	事業費 (円)	事業費 (円)	
	月								月						
	月								月						

改正後							現 行							
計								月						
								計						
<u>(3) 焼却等処理</u>							〔新設〕							
<u>レンダリング事業者名</u>	<u>焼却月</u>	<u>牛原皮等@9.0円/kg</u>		<u>豚原皮等 @9.0円/kg</u>		<u>合計</u>								<u>備考</u>
		<u>対象重量(kg)</u>	<u>事業費(円)</u>	<u>対象重量(kg)</u>	<u>事業費(円)</u>	<u>事業費(円)</u>								
	<u>月</u>													
	<u>月</u>													
<u>計</u>														
注 <u>焼却等処理</u> 対象重量 = $A - (A \times B / C)$ (小数点以下切り捨て) A: 肉骨粉適正処分対策事業実施要領第8の3に基づき提出する同要領別紙様式第6号の別紙1の②における⑥原皮事業(牛)由来原料又は⑦原皮事業(豚)由来原料の重量 B: 同要領別紙様式第6号の別紙1における(D)欄の出荷仕向数量 C: 同要領別紙様式第6号の別紙1の②における(b)欄の肉骨粉等の製造数量 <u>なお、レンダリング処理を肉骨粉適正処分対策事業の補助対象ライン以外で実施する場合は、同様の考え方に基づき算定するものとする。</u>							注 対象重量 = $A - (A \times B / C)$ (小数点以下切り捨て) A: 肉骨粉適正処分対策事業実施要領第8の3に基づき提出する同要領別紙様式第6号の別紙1の②における⑥原皮事業(牛)由来原料又は⑦原皮事業(豚)由来原料の重量 B: 同要領別紙様式第6号の別紙1における(D)欄の出荷仕向数量 C: 同要領別紙様式第6号の別紙1の②における(b)欄の肉骨粉等の製造数量							
3・4 〔略〕							3・4 〔略〕							
5 添付書類							5 添付書類							

[illegible]

改正後							現 行						
別紙様式第4号の別紙2の②							別紙様式第4号の別紙2の②						
豚 原 皮 等 仕 入 表							豚 原 皮 等 仕 入 表						
原皮事業者等名：							原皮事業者名：						
令和 年 月分 (単位：枚)							令和 年 月分 (単位：枚)						
仕入日	豚原皮等仕入先事業者名					計	仕入日	豚原皮等仕入先事業者					計
	〇〇	▼▼	◇◇	□□				〇〇	▼▼	◇◇	□□		
※							※						
月計							月計						
累計							累計						
注1 令和8年4月1日時点で原皮事業者等において在庫となっている豚原皮であって、本事業を実施する原皮については、4月分の取りまとめにあたって、※欄にその枚数を記載すること。 2 本表の証拠書類として、豚原皮の仕入れを証する以下の書類について、請求に応じて提出できるよう、事業対象者において、5年間保管すること。 なお、令和8年4月1日時点で原皮事業者等において在庫となっている豚原皮であって、本事業を実施する原皮についても同様である。 ①・② 〔略〕							注1 令和8年4月1日時点で原皮事業者において在庫となっている豚原皮であって、本事業を実施する原皮については、4月分の取りまとめにあたって、※欄にその枚数を記載すること。 2 本表の証拠書類として、豚原皮の仕入れを証する以下の書類について、請求に応じて提出できるよう、事業対象者において、5年間保管すること。 なお、令和8年4月1日時点で原皮事業者において在庫となっている豚原皮であって、本事業を実施する原皮についても同様である。 ①・② 〔略〕						
別紙様式第4号の別紙3の①							別紙様式第4号の別紙3の①						

改正後					現 行						
原 皮 仕 向 表 （一時保管）					原 皮 仕 向 表 （一時保管）						
保管事業者名 <u> </u> 原皮事業者等名： <u> </u> （令和 年 月分） 単位：枚					原皮事業者名： 令和 年 月分						
入庫又は出 庫日		牛 原 皮		豚 原 皮		仕向日		牛 原 皮		豚 原 皮	
		入庫又は出 庫(△)枚数	在庫枚数	入庫又は出 庫(△)枚数	在庫枚数			保管事業者名	枚数(枚)	保管事業者名	枚数(枚)
前月から繰り越し											
月計	入庫					月 計				累 計	
	出庫										
累計	入庫										
	出庫										
注 1 <u>保管事業者ごとに作成すること。</u> 2 次の書類を添付すること。 ①～③ 〔略〕											
別紙様式第4号の別紙3の②の <u>ア（原皮事業者等用）</u>											
原皮等仕向表 （レンダリング処理及び焼却等処理）											
原皮事業者等名：											
注 次の書類を添付すること。 ①～③ 〔略〕 別紙様式第4号の別紙3の② 原皮等仕向表 （レンダリング処理及び焼却等処理） 原皮事業者名：											

改正後			現 行				
<u>レンダリング事業者名：</u> (令和 年 月分)			令和 年 月分				
仕向日	牛原皮等	豚原皮等	仕向日	牛原皮等		豚原皮等	
	重量(kg)	重量(kg)		<u>レンダリング事業者名</u>	重量(kg)	<u>レンダリング事業者名</u>	重量(kg)
月 計			月 計				
累 計			累 計				
<u>注1 レンダリング事業者ごとに作成すること。</u>			注 次の書類を添付すること。				
<u>2</u> 次の書類を添付すること。			① 原皮事業者が原皮等を納品したことを証する書類（牛・豚別の原皮等の重量）				
① 原皮事業者等が原皮等を納品したことを証する書類（牛・豚別の原皮等の重量）			② [略]				
② [略]			③ <u>原皮等をレンダリング処理し、焼却等又は販売に仕向けたことを証する書類（牛・豚別の原皮等の重量）</u>				
[削る。]			[新設]				
<u>別紙様式第4号の別紙3の②のイ（レンダリング事業者用）</u>							
<u>肉骨粉等仕向表（レンダリング処理及び焼却等処理）</u>							
<u>レンダリング事業者名：</u>							
(単位：kg)							
製造月	原料	肉骨粉等					

改正後							現 行	
	原料総 重量	うち補 助対象 牛原皮 等重量 (A)	うち補 助対象 豚原皮 等重量 (B)	肉骨粉 製造数 量 (C)	肉骨粉 当月販 売数量 (D)	当月補 助対象 原皮等 焼却 重量 (E)	牛 原 皮 等	豚 原 皮 等
4月								
5月								
6月								
7月								
8月								
9月								
10月								
11月								
12月								
1月								
2月								
3月								
累 計								
注1 原料に補助対象原皮等を含む肉骨粉を製造した月の当該ラインに係 る事項のみ記入すること。また複数のラインで処理する場合は、ライ ンごとに作成すること。 2 次の書類を添付すること。 原料に補助対象原皮等を含む肉骨粉を製造した月における当該ライ								

改正後	現 行																																																																																																														
<u>ンで製造された肉骨粉の焼却等を実施したことを証する書類</u> <u>3 補助対象となる原皮等を焼却した数量は、次の式で求めることとする。</u> <u>当月に焼却した補助対象原皮原料の重量</u> <u>$E = \{ (A) \text{ 又は } (B) \} \times (1 - (D) / (C))$</u> 別紙様式第4号の別紙3の③ 原皮等仕向表 (焼却処理等) 原皮事業者等名： 表・注 [略] 別紙様式第4号の別紙3の④ 原皮等仕向表 (ゼラチン等原料仕向け) 原皮事業者等名： <u>ゼラチン等原料加工事業者名：</u> (令和 年 月分) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">仕向日</th> <th colspan="4">牛原皮等</th> <th colspan="4">豚原皮等</th> </tr> <tr> <th><u>搬出</u> <u>場所</u></th> <th><u>搬入</u> <u>場所</u></th> <th><u>距離</u> <u>(km)</u></th> <th>重量 (kg)</th> <th><u>搬出</u> <u>場所</u></th> <th><u>搬入</u> <u>場所</u></th> <th><u>距離</u> <u>(km)</u></th> <th>重量 (kg)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>月 計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	仕向日	牛原皮等				豚原皮等				<u>搬出</u> <u>場所</u>	<u>搬入</u> <u>場所</u>	<u>距離</u> <u>(km)</u>	重量 (kg)	<u>搬出</u> <u>場所</u>	<u>搬入</u> <u>場所</u>	<u>距離</u> <u>(km)</u>	重量 (kg)																																														月 計									別紙様式第4号の別紙3の③ 原皮等仕向表 (焼却処理等) 原皮事業者名： 表・注 [略] 別紙様式第4号の別紙3の④ 原皮等仕向表 (ゼラチン等原料仕向け) 原皮事業者名： 令和 年 月分 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">仕向日</th> <th colspan="2">牛原皮等</th> <th colspan="2">豚原皮等</th> </tr> <tr> <th><u>ゼラチン等原料</u> <u>加工事業者名</u></th> <th>重量(kg)</th> <th><u>ゼラチン等原料</u> <u>加工事業者名</u></th> <th>重量(kg)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>月 計</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	仕向日	牛原皮等		豚原皮等		<u>ゼラチン等原料</u> <u>加工事業者名</u>	重量(kg)	<u>ゼラチン等原料</u> <u>加工事業者名</u>	重量(kg)																										月 計				
仕向日		牛原皮等				豚原皮等																																																																																																									
	<u>搬出</u> <u>場所</u>	<u>搬入</u> <u>場所</u>	<u>距離</u> <u>(km)</u>	重量 (kg)	<u>搬出</u> <u>場所</u>	<u>搬入</u> <u>場所</u>	<u>距離</u> <u>(km)</u>	重量 (kg)																																																																																																							
月 計																																																																																																															
仕向日	牛原皮等		豚原皮等																																																																																																												
	<u>ゼラチン等原料</u> <u>加工事業者名</u>	重量(kg)	<u>ゼラチン等原料</u> <u>加工事業者名</u>	重量(kg)																																																																																																											
月 計																																																																																																															

改正後									現 行				
累 計									累 計				
<u>注 1 ゼラチン等原料加工事業者ごとに作成すること。</u> <u>2</u> 〔略〕 別紙様式第 5 号 令和 年度国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持） 実績報告書 番 号 年月日 一般社団法人日本畜産副産物協会 会長 殿 住 所 原皮事業者等名 代表者氏名 〔住 所 レンダリング事業者名 代表者氏名〕 令和 年 月 日付け 日副協第 号で補助金の交付決定のあった国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持）について、下記のとおり実施したので、国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持）実施要領第 9 の規定に基づきその実績を報告します。 なお、併せて精算額 円の交付を請求します。 記 1～6 〔略〕 注 実施要領第 3 の 2 の事業を行う場合は、 ① 原皮事業者等、レンダリング事業者の連名で提出すること。また、原皮事業者等とレンダリング事業者が同一の場合であってもそれぞれ									〔新設〕 <u>注</u> 〔略〕 別紙様式第 5 号 令和 年度国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持） 実績報告書 番 号 年月日 一般社団法人日本畜産副産物協会 会長 殿 住 所 原皮事業者名 代表者氏名 〔住 所 レンダリング事業者名 代表者氏名〕 令和 年 月 日付け 日副協第 号で補助金の交付決定のあった国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持）について、下記のとおり実施したので、国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持）実施要領第 9 の規定に基づきその実績を報告します。 なお、併せて精算額 円の交付を請求します。 記 1～6 〔略〕 注 実施要領第 3 の 2 の事業を行う場合は、 ① 原皮事業者、レンダリング事業者の連名で提出すること。また、原皮事業者とレンダリング事業者が同一の場合であってもそれぞれ記入				

改正後	現 行
記入すること。 ② 5の「振込先」については、原皮事業者等、レンタル事業者それぞれの振込先を記入すること。また、原皮事業者等とレンタル事業者が同一の場合であって、振込先が同じ場合でも、それぞれ記入すること。 別紙様式第6号 令和 年度国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持） に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書 番 号 年月日 一般社団法人日本畜産副産物協会 会長 殿 住 所 原皮事業者等名 代表者氏名 住 所 （レンタル事業者名 代表者氏名） 令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持）補助金について、国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持）実施要領第10の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。 （なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税相当額 円を返還します。（返還がある場合は、記載すること） 記1～6 〔略〕 注1 実施要領第3の2の事業を実施した場合は、原皮事業者等、レンタル	すること。 ② 5の「振込先」については、原皮事業者、レンタル事業者それぞれの振込先を記入すること。また、原皮事業者とレンタル事業者が同一の場合であって、振込先が同じ場合でも、それぞれ記入すること。 別紙様式第6号 令和 年度国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持） に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書 番 号 年月日 一般社団法人日本畜産副産物協会 会長 殿 住 所 原皮事業者名 代表者氏名 住 所 （レンタル事業者名 代表者氏名） 令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持）補助金について、国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持）実施要領第10の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。 （なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税相当額 円を返還します。（返還がある場合は、記載すること） 記1～6 〔略〕 注1 実施要領第3の2の事業を実施した場合は、原皮事業者、レンタル

改正後	現 行
ング事業者ともそれぞれ作成し、報告すること。 注2 〔略〕	グ事業者ともそれぞれ作成し、報告すること。 注2 〔略〕